

火山噴火から身を守るための情報

噴火警報と噴火警戒レベル



口永良部島

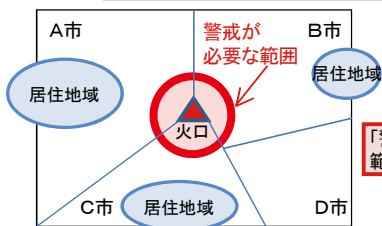


阿蘇山

噴火警報

気象庁は、火山災害軽減のため、全国111の活火山を対象として **噴火警報** を発表しています。噴火警報は、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「**警戒が必要な範囲**」（生命に危険を及ぼす範囲、下図の **○** の範囲）を明示して発表します。なお、「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合に発表する「噴火警報（居住地域）」を **特別警報** として位置づけています。

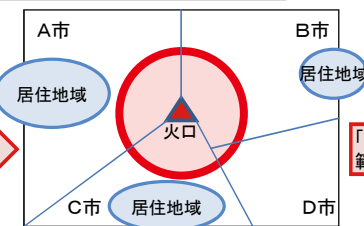
「警戒が必要な範囲」が**火口周辺**に限られる



噴火警報（火口周辺）

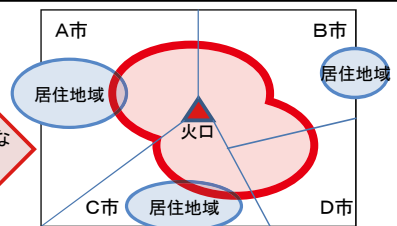
入山規制等が必要な市町村：
A市、B市、C市

「警戒が必要な範囲」が**居住地域**まで及ぶ



噴火警報（火口周辺）

入山規制等が必要な市町村：
A市、B市、C市、D市



噴火警報（居住地域）※

避難等が必要な市町村：A市、C市
入山規制等が必要な市町村：B市、D市

※噴火警報（居住地域）を特別警報に位置づけています。

○「警戒が必要な範囲」は必ずしも同心円であるとは限らず、火山活動の各段階に対して火山ハザードマップ等に基づいて設定されています。詳しくは地元の市町村や気象台にお気軽にお問い合わせください。

○各火山のリーフレットもご確認ください。 <https://www.data.jma.go.jp/vois/data/tokyo/keikailevel.html>

噴火警報が対象としている主な火山現象

大きな噴石

噴火によって火口から吹き飛ばされた概ね20~30cm以上の大きな噴石は、風の影響をほとんど受けずに弾道を描いて飛散します。破壊力があり、人体や建物に被害を及ぼします。

火砕流

高温の火砕物（火山灰、軽石等）と高温のガスが一体となって猛スピードで山腹を駆け下る現象です。温度数百度、最大時速100km以上にも達し、その通過域では焼失・破壊など壊滅的な被害が生じます。

融雪型火山泥流

噴火に伴う火砕流等の熱によって積雪が融け、大量の水と土砂が一体となって高速で流れ下る現象です。時速60kmを超えることもあり、積雪の状況によっては谷筋や沢沿いをはるか遠方まで一気に流下し、通過域では壊滅的な被害が生じます。

噴火警報では、主にこれらの現象に対する「警戒が必要な範囲」を発表します。これらの現象は、発生を確認してから避難するのでは間に合わないため、噴火警報を活用した事前の避難や入山規制等が必要です。

大きな噴石



浅間山

火砕流

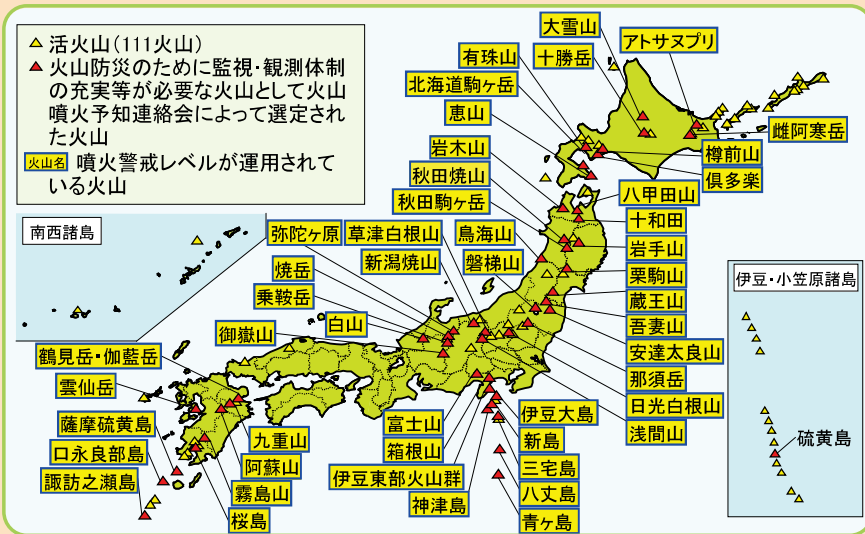


雲仙岳

噴火警戒レベル

- 各レベルには、「警戒が必要な範囲」を踏まえて、防災機関等の行動が5段階のキーワード(「避難」、「高齢者等避難」、「入山規制」、「火口周辺規制」、「活火山であることに留意」として示されています。
- 「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶレベル5(避難)及びレベル4(高齢者等避難)については、**特別警報**として「噴火警報(居住地域)」で発表します。
- 「警戒が必要な範囲」が火口周辺に限られるレベル3(入山規制)及びレベル2(火口周辺規制)については、警報として「噴火警報(火口周辺)」で発表します。
- 噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」については、地元の火山防災協議会における避難計画の共同検討を通じて、市町村や都道府県の地域防災計画に定められています。

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベルとキーワード		説明			
					火山活動の状況	住民等の行動	登山者・入山者への対応	
特別警報	噴火警報(居住地域) 又は 噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	レベル5	避難		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要(状況に応じて対象地域や方法を判断)。	
			レベル4	高齢者等避難		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要(状況に応じて対象地域を判断)。	
警報	噴火警報(火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまで 火口周辺	レベル3	入山規制		居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活(今後の火山活動の推移に注意。入山規制)。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。	登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等(状況に応じて規制範囲を判断)。
			レベル2	火口周辺規制		火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活。(状況に応じて火山活動に関する情報収集、避難手順の確認、防災訓練への参加等)。	火口周辺への立入規制等(状況に応じて火口周辺の規制範囲を判断)。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1	活火山であることに留意		火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	特になし(状況に応じて火口内への立入規制等)。	



- 気象庁では、「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として火山噴火予知連絡会によって選定された火山に観測施設を整備し、関係機関の協力も得て、「常時観測火山」として24時間体制で監視しています。
- 常時観測火山のうち周辺に住民や登山者等が存在する火山については、活動火山対策特別措置法に基づき市町村単位で火山災害警戒地域が指定され、この地域の都道府県及び市町村は、火山防災協議会を設置しています。
- 火山防災協議会では、地元の都道府県・市町村・气象台・砂防部局・自衛隊・警察・消防・火山専門家等火山地域の関係者が一体となり、「噴火シナリオ」、「火山ハザードマップ」、「噴火警戒レベル」、「避難計画」等について協議し、一連の警戒避難体制の整備を進めていきます。

